

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらし、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税などの一般財源の激減が避けられない見通しとなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の課題に加えて、長期化する感染症対策への対応が求められており、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

したがって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く求める。

記

1. 感染症対策を含めた地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
3. 全国的に令和2年度の地方税収への影響が懸念されているなか、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理・合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性などを厳格に判断すること。
5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であることから、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金などにより対応すべきものであり、今回限りの措

置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

6. 国家プロジェクトである「関西文化学術研究都市」の建設が停滞することのないよう、地方自治体が実施する各種関連事業に対して、国において、国庫支出金の優先的配分や特別交付税による重点的な財政措置など、特段の配慮を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、1億総活躍・地方創生担当大臣（まち・ひと・しごと創生担当）